

野 監 第 259 号

平成26年12月17日

野田市監査委員 染 谷
野田市監査委員 野 口 義



野田市職員措置請求書について（通知）

平成26年12月11日付けで提出のありました「野田市職員措置請求書」に基づく住民監査請求については、慎重に審議した結果、下記の理由により、地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項の請求要件を欠いて不適法であり、これを却下することが相当であると決定したので、その旨通知します。

記

（理由）

法第242条第1項に定める住民監査請求においては、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実について、違法性・不当性が主観的に思料されるだけでなく、具体的理由により、当該行為が法令に違反し、又は不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人においては、違法事由を特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要があるとされている。

本件請求は、「野田市長及び野田市教育委員会が、平成25年12月26日、平成26年2月28日、4月30日、6月30日、8月29日の各日付けで、野田市郷土博物館及び野田市市民会館指定管理者の特定非営利活動法人野田文化広場（以下「野田文化広場」という。）に対して指定管理料の支払いを行ったことは違法・不当な公金の支出にあたる。野田市長及び野田市教育委員会は、野田文化広場に対して240,000円の返金を求めること、博物館の管理に係る指定管理料についてその積算内容を詳細に検証し、その上で博物館の管理に係る指定管理料について適切な積算内容と金額に改めることを求める。」ものである。

野田市郷土博物館及び野田市市民会館の指定管理者の業務及び指定管理料の支払いは、請求人から平成26年5月13日付け及び平成26年8月12日付けで野田市職員措置請求書の提出があった際に、監査対象部局から提出を受け

た平成23年11月22日締結の野田市郷土博物館及び野田市市民会館の管理に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）、平成25年4月1日締結の野田市郷土博物館及び野田市市民会館の管理に関する年度協定書及び平成26年4月1日締結の野田市郷土博物館及び野田市市民会館の管理に関する年度協定書に基づき行われている。

基本協定書付随の野田市郷土博物館及び野田市市民会館管理仕様書の第12項管理に係る経費の第3号市が支払う指定管理料に含まれるものにおいて、人件費、講師謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、燃料費、通信運搬費、保険料、業務委託料、使用料及び賃借料、その他となっている。また、同項第1号管理に係る経費（指定管理料）においては、管理に係る経費（指定管理料）は、会計年度毎に野田市と指定管理者の協議に基づき決定する。なお、原則として指定管理料は精算しないとなっている。

また、指定管理者制度では、公の施設の効率的な管理を実現する観点から、指定管理者に企業努力をするインセンティブを与えるためにも、指定管理者たる民間事業者が当該公の施設の管理を通じ適正な利潤を上げることが想定されている。さらに、指定管理業務の対価として一定の金額を支払うことを約し、指定管理業務が適正に執行されるならば、企業努力により生じた余剰金額（利潤）は、当然に返還することとされたり、あるいは必ず管理経費に充当しなければならないといったものではないと解されている。

以上のことから、市に損害を与えている事実や不当とする根拠が認められず違法若しくは不当な公金の支出とは言えないため、本件監査請求は、請求要件を欠き不適法であることから、これを却下すべきものと判断する。

なお、本件野田市職員措置請求書については、関係機関に対し写しを通知しました。